

# 長野県環境影響評価条例の改正に関する専門委員会設置要綱

## (設置)

第1条 長野県環境影響評価条例（平成10年長野県条例第12号。以下「条例」という。）の改正について必要な調査及び検討を行うため、長野県環境影響評価条例の改正に関する専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

## (任務)

第2条 専門委員会は、条例の改正に関して必要な調査及び検討を行うものとする。

## (組織)

第3条 専門委員会は、条例第39条第2項の規定により任命された専門委員（以下「委員」という。）5名以内で組織する。

## (委員長)

第4条 専門委員会は委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、専門委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員が会議に出席できない場合において必要があると認めるときは、委員長は出席委員に諮って、欠席委員の代理者の出席を認めることができるものとする。この場合においては、欠席委員の代理者を委員とみなすものとする。

## (報告)

第6条 専門委員会は、第2条の調査及び検討が終了したときは、長野県環境影響評価技術委員会委員長に対し、書面をもって調査及び検討の結果を報告するものとする。

## (庶務)

第7条 専門委員会の庶務は、長野県環境部環境政策課において処理する。

## (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が専門委員会に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、平成27年5月21日から施行する。